



地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の公告

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を定めたため、農業経営基盤強化促進法第19条第8項及び農業経営基盤強化促進法施行規則第20条の2の規定により、公告する。

令和7年3月31日

鹿屋市長 中西 茂



地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（市内全域21地域）

No.	計画名	No.	計画名	No.	計画名
1	高隈	8	大始良1	15	有里
2	高隈・笠野原	9	大始良2	16	有里・下小原
3	笠野原1	10	大始良3	17	上小原
4	笠野原2	11	市成	18	岡崎・下小原
5	西原	12	諏訪原・平房・下百引	19	神野・鶴峰東・ 鶴峰西・鶴峰中
6	花岡	13	上百引	20	鶴峰東・中央麓・ 中央西・鶴峰中
7	鹿屋原	14	細山田	21	中央東・中央麓・ 中央町・下名西・下名東

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の備付場所

鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市農林商工部農政課

鹿屋市輝北町上百引3914番地
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿屋市串良町岡崎2081番地
鹿屋市串良総合支所産業建設課

鹿屋市吾平町麓3317番地
鹿屋市吾平総合支所産業建設課